

島根県公安委員会の法人等認定申請について（申請手続案内）

一般競争入札への参加にあたっては、道路交通法及び道路交通法施行規則の規定により島根県公安委員会の法人等認定に係る申請手続が必要となります。

申請手続等については、以下のとおりです。

1 申請手続書類交付期間

令和7年2月20日から令和7年3月5日まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

2 申請期間

令和7年2月20日から令和7年3月5日まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

なお、申請内容の確認に期間を要しますので、書類等の準備が整い次第、申請期限前であっても早めの提出にご協力をお願いします。

3 申請手続書類交付場所及び申請（提出）場所

島根県松江市打出町250-1

島根県警察本部交通部運転免許課

電話 0852-36-7400（内線231）

4 申請対象業務

運転免許証更新情報提供業務

5 質疑

(1) 法人等認定申請の説明に対する質疑

法人等認定申請手続説明書、添付資料について質疑がある場合は、令和7年2月28日正午までに提出すること。

(2) 提出先

3に同じ。

島根県公安委員会の法人等認定申請手続説明書

運転免許証更新情報提供業務の委託に係る公安委員会の法人認定の申請手続は、次のとおりとする。

1 認定要件

本件の公安委員会の認定に係る法人等の要件は、別添「運転免許証更新情報提供業務の委託に係る公安委員会の法人等認定要件」のとおりとする。

2 提出書類

認定申請書（様式第1号）に次表に掲げる書類を添付して提出すること。

ただし、現に申請に係る業務の委託を受けている者については、登記事項証明書を除き当該書類を省略することができる。

書 類 名	書 類 の 概 要	備 考
登記事項証明書	・法務局が発行する登記事項証明書の全部事項証明書のうち、履歴事項証明書（原本又は写し）	
事務所等の所在地の概要書	・県内に営業所等の下部組織のみが所在する場合に限る。	
役員名簿	・すべての役員の氏名等が記載されている名簿	様式第2号
委託業務従事者名簿	・委託業務に従事することとなる者の氏名等が記載されている名簿	様式第3号
委託業務従事者資格確認書類	・履歴書（学歴及び職歴（具体的な職務内容、役職名を記載したもの）等により委託業務に従事できる要件が確認できるもの）	
管理責任者等名簿	・委託業務の管理責任者とする者の氏名等が記載されている名簿	様式第4号
管理能力確認書類	管理責任者に係る次の書類	

	・履歴書（学歴及び職歴（具体的な職務内容、役職名）を記載したもの）その他の書類でその者の管理能力が確認できる書類	
委託業務履行計画書	・委託業務を確実に履行するための組織体制、事務分掌、職員配置等を記載した計画書	
誓約書	・役員が認定要件の第1に定める欠格事由に該当しないこと及び認定要件の第5の欠格事由に該当していないことを誓約する書類	様式第5号

3 申請期間

令和7年2月20日から令和7年3月5日までとする。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

なお、申請内容の確認に期間を要することとなるため、申請期限前であっても、書類等の準備が整い次第、早めに提出して下さい。

4 申請書類提出場所

島根県松江市打出町250番地1

島根県警察本部交通部運転免許課

5 提出書類に係る説明等

申請者は、提出した書類に関して説明又は補正を求められたときは、これに応じなければならない。

この場合において、補正に係る書類を再度提出するときは、令和7年3月7日までに上記4の場所に提出すること。

6 提出方法

上記4の場所に持参のうえ提出すること。

7 認定に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

運転免許証更新情報提供業務の委託に係る公安委員会の法人等認定要件

- 1 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又は、これらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）とするものでないこと。
 - (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 心身の障害により、本業務（別紙「運転免許証更新情報提供業務処理要領」参照）を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 島根県内に委託業務を行うため主たる事務所又は営業所を有していること。
- 3 本業務を行うのに必要な人員を本業務の履行場所に配置できること。
- 4 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第8条第1項の規定により、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うことができること。
- 5 経理的基礎

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

運転免許証更新情報提供業務処理要領

第1 趣旨

島根県（甲）及び島根県公安委員会（以下「乙」という。）が、道路交通法第101条第3項により、運転免許証更新予定者に対して行う運転免許証更新情報提供業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事務処理の基本

受託者（以下「丙」という。）に委託する運転免許証更新情報提供業務の処理（以下「委託業務」という。）については、契約書に定めるほか本要領の定めるところにより、適正、公正かつ迅速に処理するものとする。

第3 業務の処理要領

1 委託業務の処理場所

丙は、委託業務に従事する職員を島根県運転免許センター庁舎内に配置し、委託業務を行うこと。

2 出力データの交付

乙は、国家公安委員会からの更新予定者通報に基づいて作成した更新連絡書送付一覧表及び連絡原紙（以下「連絡原紙等」という。）を、島根県の休日を定める条例第1条第1項各号に定める日を除く日に、その都度丙に交付するものとする。

3 出力データの印字、確認

丙は、前項により受領した連絡原紙等の内容や印字、件数等を確認すること。

4 情報内容等の補正

(1) 丙は、前項の連絡原紙等に記載された更新情報に疑義があるときは、乙にその旨を申し出て、乙の指示に従い、その都度補正して処理すること。

(2) 丙は、更新連絡書送付一覧表に表記されている住所、氏名の文字数が37文字（スペースを含む。）を超えている場合には、連絡原紙に表記されている住所、氏名に文字切れが発生していないか確認し、文字切れがある場合には連絡原紙に手書き修正等を行うこと。

(3) 丙は更新連絡書送付一覧表に表記されている住所、氏名に外字がある場合は、連絡原紙に表記されている住所、氏名に欠字が発生していないか確認し、欠字がある場合には連絡原紙に手書き修正等を行うこと。

5 更新連絡書の作成及び発送

丙は、乙が保有する用紙用自動圧着シーラーにより連絡原紙を三つ折り・圧着し、はがきの体裁に整え、更新連絡書を作成する。当該連絡書は、出力データ交付の翌勤務日中に更新予定者に郵便発送するものとする。

第4 返戻郵便物の保管等

1 返戻郵便物の受領

丙は、受取人住所不明等のため、郵便法の規定に基づき受取人に交付されず、返戻された委託業務に係る郵便物（以下「返戻郵便物」という。）について、乙を通じ受領するものとする。

2 返戻郵便物の処理

丙は、前項で受領した返戻郵便物について、乙から受領した「更新連絡書送付一覧表」に発送年月日及び返戻年月日を確実に記載すること。

なお、受領した前項の返戻郵便物は、再発送はしないものとする。

3 返戻郵便物の保管

丙は、返戻郵便物について、発送日別に仕分けし、乙が指定する保管庫に確実に施錠の上、保管するものとする。

4 返戻郵便物の引継

返戻郵便物は、委託期間の末日に島根県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）へ引き継ぐものとする。

第5 更新連絡書の発送及び返戻状況に関する照会に対する対応

丙は、運転免許課長から更新連絡書の発送及び返戻状況に関する照会がなされた場合には、更新連絡書送付一覧表により確認し、その状況を速やかに回答するものとする。また、返戻された更新連絡書の提示を求められた場合には、当該返戻された更新連絡書を提示するものとする。

第6 簿冊の備付け、保管等

丙は、委託業務を行うに当たっては、更新連絡書送付一覧表を編てつして備え付け、また、後納郵便物等取扱控（お客様用）を貼付した料金後納郵便物差出票（写）を備付けて、委託期間の末日に、運転免許課長へそれぞれ引き継ぐものとする。

第7 業務管理体制

1 管理責任者

丙は、委託業務の管理並びに従事職員の指導及び監督にあたる管理責任者1名を指定し、これにあたらせること。

2 従事職員

丙は、委託業務の実施に必要な職員を委託業務の処理場所に配置し、常時適切に委託業務を実施させること。

第8 暴力団排除の措置について

丙は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分に理解し、業務を行うものとする。

様式第1号（第1条関係）

認 定 申 請 書

年 月 日

島根県公安委員会 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号 ()

道路交通法 第108条第1項 及び道路交通法施行規則 第31条の4の2
第108条の2第3項 第38条の3 に
第108条の3の4第1項 第38条の4の3

規定する 免許関係事務の委託 及び 免許関係事務
講習の委託 について、公安委員会が 講習
講習通知事務の委託 講習通知事務 を行うのに

必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人 として、下記の書類を添えて
必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者

申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

委託業務の種類又は名称	
添 付 書 類	

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第2条関係）

役員名簿

役職等	氏名	生年月日	住所	備考

注：1 必要に応じ追加すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第2条関係）

委託業務従事者名簿

氏名	生年月日	住所	資格等	備考

- 注：1 必要に応じ追加すること。
 2 備考欄には、従事する予定の委託業務を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

誓約事項（講習指導員）
<p>講習業務に従事する講習指導員が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>1 運転適性指導（道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者</p> <p>2 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>3 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪、同法附則第2条の規定による改正前の刑法第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（2に掲げる罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>島根県公安委員会 様 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>

誓約事項（安全運転管理者等講習業務従事者又は運転免許窓口業務従事者）
<p>安全運転管理者等講習業務又は運転免許窓口業務に従事する者が地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>島根県公安委員会 様 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>

様式第4号（第2条関係）

管理責任者等名簿

氏名	生年月日	住所	備考

- 注：1 必要に応じ追加すること。
2 備考欄には、管理責任者又は監督者の区分を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

誓 約 書

当法人は、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）とするものでないこと、また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条に定める行為であって、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により、本業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

島根県公安委員会 様

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。